

日光市議会

「東北地方太平洋沖地震による被災者等に対する緊急支援要望書」

に対する回答書

日 光 市

1. 東北地方太平洋沖地震、計画停電並びに福島原発などによる、市内の被災者等に対する総合相談窓口を設置すること。

(回答)

被災者等からの支援物資、ボランティア、住宅等の問い合わせについては、担当課を決めて役割分担し、その情報は災害警戒本部で一元化しています。また、市長、副市長、部長等が出席する定例のミーティングを開催し、情報を共有するとともに、迅速な対応に取り組んでいるところです。

2. 長引く景気低迷と東北地方太平洋沖地震の影響により、市内の観光産業をはじめとした経済状況はさらに悪化し、今後の経済活動に多大な影響を与えることは必至であります。

そこで、今まで以上に市内の中小企業をはじめ観光産業施設や小売店等に対する経済対策を推し進めること。

(回答)

震災に伴う経済対策として、日光市中小企業振興資金を拡充して、新たに災害対応の資金を創設する方向で、現在、関係機関と調整を行っているところです。

また、国の制度を活用し、市内のホテル、旅館へ避難者を受け入れる準備をすすめております。

3. 家屋の修繕に係る低利融資制度の創設及び壊れた瓦など建築廃材の置き場を確保すること。

(回答)

「家屋の修繕に対する低利融資制度」については、速やかに被災者の生活の安定を図る必要があることから、(独法) 住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資による補修資金の貸付制度や、民間金融機関等が行う被災住宅再建補修資金の貸付に伴う利子負担について、一定期間、金利の低減を行う制度の創設を検討しているところです。

また、壊れた瓦など建築廃材の置き場の確保については、日光市リサイクルセンターにおいて、震災直後の3月12日から5月6日までの間、がれき類、瓦、ブロック等を受け入れ可能な体制を取っております。

4. 東京電力(株)で実施している計画停電に対する市民の不安解消のための早期の周知徹底、自宅での人工呼吸器や人工透析など、生命の危険におよぶ方に対する十分な対応を図ること。

(回答)

計画停電の、実施当初は、市民の不安解消のため、消防団の広報や防災行政無線を使用し、対応してまいりました。現在は、計画停電が広く周知されてきましたので、市が得た情報については、随時市ホームページに掲載し、対応しています。

人工呼吸器や在宅酸素を使用している方につきましては、各自がバッテリーを用意しているため、計画停電中であっても短時間であれば医療機器類の作動に障害は発生しておりません。しかし、停電が長引いた場合や突発的な停電を想定し、在宅において療養されている3人の方に対しては、市、消防、東京電力の発電機を貸与し、停電に備えております。

また、人工透析を行っている方については、計画停電時を外して人工透析を行えるよう、医

療機関が時間調整を行っております。

5. 東京電力(株)福島原発の爆発事故による、放射能拡散被害に対する市民の不安解消のため、その情報収集や市民への対応策などの周知を図ること。

(回答)

大気中の環境放射能測定につきましては、すでに県が調査（調査箇所については、県内 7 箇所：日光市では今市健康福祉センター）を行っております。

また、井戸水につきましては、日光市独自に調査（調査箇所は 2 箇所：野口、木和田島）を実施し、当分の間、継続してまいります。

農産物への影響については、県においてモニタリング調査を実施し、新聞等で速やかに公表されております。今後のモニタリング調査結果についても、県と連携を密にして迅速な情報提供を行ってまいります。

水道水については、瀬尾浄水場の表流水及び地下水を原水とする水道水については 3 月 24 日に、瀬尾浄水場 2 検体及び他の 11 浄水場の水道水についても 25 日に採水し、検査を実施いたしました。今後は、12 浄水場の検査を継続してまいります。

これらの結果につきましては、市ホームページ上で公表するとともに、折込チラシを用いて市民の皆様に周知しております。

6. 被災地への最大限の支援を行うため、日光市民一丸となり支援できるよう、市民への呼びかけ及び救援物資の受入れ窓口を設置すること。

(回答)

救援物資については、総合政策課が窓口となり、一元的に対応しています。特に、3 月 19 日(土)から 21 日(月・祝)の 3 連休の間、二宮尊徳翁の縁で日光市と交流の深い福島県相馬市から支援要請がありましたので、チラシ配布や市ホームページへの掲載、各種団体の連絡網を活用し、必要な物資の集中的な受け入れを行いました。その結果、多数の市民の皆さんにご協力いただき、相馬市の他、矢板市やさくら市にも救援物資をお届けすることができました。

併せて、福島県から市内に避難している方々のために、市民の皆さんからの支援物資の提供申し出を受け、市内 4 箇所の避難所等からの要請に応じて、数多くの必要物資を提供しているところです。

7. 日光市民が被災地でのボランティア活動を行う際の、情報収集と支援体制を構築すること。

(回答)

被災者支援のためのボランティアを一元的に管理し、被災地への派遣等を効率的に行うため、3 月 23 日に日光市社会福祉協議会に日光市災害ボランティアセンターを開設いたしました。4 月 3 日には、先遣隊 11 名を派遣し、現地調査と課題の抽出を行ってまいりました。

8. ガソリン、灯油及び食料品などの不足による風評被害を防止するため、市の災害警戒本部として的確な提供を行い、市民生活の安全・安心を確保するとともに、医療・介護施設や障がい者施設などへの燃料を優先的に提供すること。

また、災害弱者の生活に支障がないよう、十分な支援を行うこと。

(回答)

ガソリンや食料等の買いだめを控え、冷静な行動をとるよう新聞折込チラシを作成し、3月22日に市民の方々にお願いしたところです。

また、市民の安心安全を確保するために、市燃料業組合と協議し、救急車や消防車両等の緊急車両へ優先して、燃料供給を実施しました。なお、医療・介護施設、障がい者施設などの災害弱者の生活に影響を及ぼさないよう、需給動向を注視してまいります。

9. 被災地においては、飲み水や食料品の確保が困難であり、日光市との交流都市や災害時の応援・援助協定都市等への給水車の派遣など、物資の提供に努めること。

さらに、避難者の受け入れに対しては、人道的支援の立場から、市営住宅など避難所の確保及び避難者の支援について十分な対応を図ること。

(回答)

救援物資については、要望書の第6点で回答したとおりです。

給水車の派遣については、東京電力による計画停電にともない、9地区、338世帯が断水となりますので、これに対応するため給水車や給水タンクを待機しているところです。

また、停電復帰後、ポンプが作動しない場合に対応するため、当面は待機が必要な状況であり、派遣することは困難です。

避難者の方の受け入れについては、現在大沢地区センター及びかたくりの湯を避難所として開設しております。入所している避難者の方に不自由がないよう、要望等の情報を収集し対応するシステムを構築しています。また市やボランティアセンターからも、支援メニューを避難者の方に提示しております。

なお、住居の確保につきましては、足尾、栗山の市営住宅に18戸を確保し、現在、足尾住宅に1避難世帯が入所しています。